



伊 街 第 322 号

令和 7 年 2 月 21 日

伊賀市議会議長 赤堀 久実 様

伊賀市長 稲 森 稔 尚



文書質問に対する回答について

令和 7 年 2 月 10 日付伊議第 850 号で回答の要求がありました文書質問について、下記のとおり回答します。

記

伊賀市中心市街地活性化基本計画について

【質問 1】

中心市街地活性化基本計画の策定根拠、計画策定の目的及び趣旨を示されたい。

【回答】

「中心市街地の活性化に関する法律」において、地方公共団体の責務として「地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえつつ、国の施策と相まって、効果的に中心市街地の活性化を推進するよう所要の施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。また、伊賀市都市マスタープランにおいて、中心市街地を含むエリアは上野中心広域的拠点に定められています。さらに、伊賀市立地適正化計画において、中心市街地エリアは都市機能誘導区域に位置付けられています。これらの法律や計画に基づき、中心市街地活性化基本計画を策定しています。

伊賀市の中心市街地は、人口減少が進み、令和 5 年の中心市街地の人口は昭和 35 年の人口の約 30%にまで減少するなど、伊賀市全体と比べても人口減少のペースが著しくなっています。このため、空き家・空き店舗が増加し、伝統文化の担い手不足が進み、歴史的なまちなみの維持が難しくなるなど、空洞化が進んでいます。



これらのことから、中心市街地のにぎわいを取り戻し、官民一体となってまちなかの魅力を向上させることを目的に、「伊賀市中心市街地活性化基本計画」を策定しています。まちなかから周辺地域へ活性化の効果が波及することで、伊賀市全体の持続可能なまちづくりへと繋がります。

【質問2】

国からの指導でコンパクトシティを目指すと言われているが、コンパクトシティ実現のための国からの交付金、またはその交付基準等を示されたい。

【回答】

コンパクトシティの実現のための主な補助事業は、別紙一覧のとおりです。

事業名	事業概要	対象区域	補助率
都市構造再編集集中支援事業	「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的として、R2年度において、都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）のうち立地適正化計画に基づく事業と都市機能立地支援事業を統合し、個別支援制度として創設。	都市機能誘導区域内等 居住誘導区域内等	1/2 (都市機能誘導区域内等) 45% (居住誘導区域内等)
集約都市形成支援事業（コンパクトシティ形成支援事業）	都市機能の集約地域への立地誘導のため、都市の集約化等に関する計画策定支援、都市のコアとなる施設の移転に際した旧建物の除却・緑地等整備を支援し、都市機能の移転促進を図る。 また、立地適正化計画に跡地等管理区域として位置づけられた区域における建築物の跡地等の適正管理に必要な経費（調査検討経費、専門家派遣経費、敷地整備経費）について補助を行う。	-	1/2
都市再生区画整理事業	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再生・整備による都市機能更新、低未利用地が散在する既成市街地における低未利用地の集約化による誘導施設の整備等を推進するため施行する土地区画整理事業等の支援を行う。	DIDに係る区域内等 都市機能誘導区域内等 居住誘導区域内等	1/2 (都市機能誘導区域内等) 1/3 (居住誘導区域内等)
市街地再開発事業	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の整備を行う。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業を補助対象に追加し、面積要件の緩和や交付対象額の嵩上げ等により支援を行う。	都市機能誘導区域内	1/3

事業名	事業概要	対象区域	補助率
防災街区整備事業	密集市街地の改善整備を図るため、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業等について、交付対象額の嵩上げ等により支援を行う。	都市機能誘導区域内	1/3
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対して、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、支援対象区域に都市機能誘導区域において一定の要件を満たす区域を追加し、支援を行う。	都市機能誘導区域内	3%、5%、7%
優良建築物等整備事業	市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業に対する支援を行う。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、支援対象区域に都市機能誘導区域において一定の要件を満たす区域を追加する。また、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業について、交付対象事業費の嵩上げ等の支援を行う。	都市機能誘導区域内	1/3
住宅市街地総合整備事業 (拠点開発型)	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅や公共施設の整備等を総合的に行う事業に対する支援を行う。	都市機能誘導区域内	1/2 等 (1/3)

事業名	事業概要	対象区域	補助率
住宅市街地総合整備事業 (都市再生住宅等整備事業)	快適な居住環境の創出、都市機能の更新等を目的として実施する住宅市街地総合整備事業等の実施に伴って住宅等（住宅、店舗、事務所等）を失う住宅等困窮者に対する住宅等の整備を行う事業に対する支援を行う。	都市機能誘導区域内	1/2 等 (1/3 等)
住宅市街地総合整備事業 (住宅団地ストック活用型)	良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地について、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備、若年世帯の住替えを促進するリフォーム等を行う事業に対する支援を行う。	都市機能誘導区域内	1/3 等 (1/3)
バリアフリー環境整備促進事業	高齢者・障害者に配慮したまちづくりを推進し、高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を促進する。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、支援対象区域に都市機能誘導区域において一定の要件を満たす区域を追加し、支援を行う。	都市機能誘導区域内	1/3
スマートウェルネス住宅等推進事業	「サービス付き高齢者向け住宅」に併設される高齢者生活支援施設の供給促進のため、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業については補助限度額の引き上げ等を行い、整備を支援する。	都市機能誘導区域内	1/10 1/3 等

事業名	事業概要	対象区域	補助率
官民連携まちなか再生推進事業	官民連携によるエリアプラットフォームの形成や未来ビジョンの策定、未来ビジョンに基づく自立自走型システムの構築に向けた国内外へのシティプロモーションや社会実験、コワーキング・交流施設整備等に要する経費を支援。	都市機能誘導区域内	1/2 等
都市再生コーディネート等推進事業 【都市再生機構による支援】	都市再生機構において、低未利用地の有効利用の促進及び都市再生に民間を誘導するための条件整備として行う既成市街地の整備改善のため、土地区画整理事業や防災公園街区整備事業等の手法により低未利用地の有効利用や都市の防災性の向上を図るべき地区等において、計画策定、事業化に向けたコーディネート等を行う。また、立地適正化計画制度によるコンパクトなまちづくりの推進に向けた都市機能誘導の促進のため、都市機能の立地に至るまでのコーディネート等を行う。	都市機能誘導区域内	1/2 等
特定地域都市浸水被害対策事業	現行では、下水道法に規定する「浸水被害対策区域」において、下水道管理者及び民間事業者等が連携して、浸水被害の防止を図ることを目的に、地方公共団体による下水道施設の整備、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備に係る費用の補助を行っている。 平成29年度より、対象となる地区に、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画に定められた「都市機能誘導区域」を追加。（ただし、市街地の形成に合わせて下水道を新規に整備する区域であって、市町村の総事業費が増大しないものに限る。） また、補助対象範囲に、民間事業者等が特定地域都市浸水被害対策計画に基づき整備する雨水浸透施設を追加。	都市機能誘導区域内	1/2 等